

2025 年 9 月 9 日

株式交換に係る事前開示書類

大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号
丸一鋼管株式会社
代表取締役 鈴木 博之

大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号
丸一鋼販株式会社
代表取締役 鈴木 博之

丸一鋼管株式会社（以下「**丸一鋼管**」）と丸一鋼販株式会社（以下「**丸一鋼販**」）とは、2025 年 9 月 5 日付けで、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、丸一鋼管を株式交換完全親会社、丸一鋼販を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」）に係る株式交換契約を締結しました。

本株式交換に係る、(i)会社法 782 条 1 項及び同法施行規則 184 条に基づく丸一鋼販の事前開示事項、並びに(ii)会社法 794 条 1 項及び同法施行規則 193 条に基づく丸一鋼管の事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち、写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

記

第 1 丸一鋼販の事前開示事項

1. 株式交換契約の内容（会社法 782 条 1 項 3 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則 184 条 1 項 1 号・3 項）

別紙 2 のとおりです。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則 184 条 1 項 2 号・4 項）

別紙 2 のとおりです。なお、丸一鋼管の定款は別紙 3 のとおりです。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則 184 条 1 項 3 号・5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則 184 条 1 項 4 号・6 項）

(1) 株式交換完全親会社

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

丸一鋼管は、2025 年 7 月 7 日開催の取締役会において、同年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式を 1 株につき 3 株の割合をもって分割する旨の決議をいたしました。

(2) 株式交換完全子会社

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第2 丸一鋼管の事前開示事項

1. 株式交換契約の内容（会社法 794 条 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則 193 条 1 号）

上記第 1 の 2 のとおりです。

3. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則 193 条 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則 193 条 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 5 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての事項（会社法施行規則 193 条 4 号）

最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

上記第 1 の 5(1)ウのとおりです。

以 上

別紙 1 株式交換契約

次頁以降をご参照下さい。

株式交換契約書

丸一鋼管株式会社（住所：大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号。以下「丸一鋼管」という。）と、丸一鋼販株式会社（住所：大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号。以下「丸一鋼販」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

丸一鋼管及び丸一鋼販は、丸一鋼管を株式交換完全親会社、丸一鋼販を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本株式交換」という。）。

第2条 （株式交換の対価及び割当て）

1. 丸一鋼管は、本株式交換に際して、丸一鋼販の株主に対して、丸一鋼販の株式に代わる金銭等として、効力発生日（第4条第1項に定義する。）の前日の最終の丸一鋼販の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、丸一鋼管を除く。以下「割当対象株主」という。）が保有する丸一鋼販の株式数の合計数に157.0を乗じて得た数の丸一鋼管の株式を交付する。
2. 前項の金銭等の割当てについては、割当対象株主に対し、その保有する丸一鋼販の株式数に157.0を乗じて得た数の丸一鋼管の株式を割り当てる。
3. 丸一鋼管及び丸一鋼販は、前二項に定める対価及び割当ては、丸一鋼管による、2025年10月1日を効力発生日とする、普通株式1株を3株とする株式分割の効力発生を前提としたものであることを確認する。

第3条 （資本金及び準備金）

本株式交換による丸一鋼管株式の交付は、自己株式処分の方法で行われるため、丸一鋼管の資本金及び準備金の額は、変動しない。

第4条 （効力発生日）

本株式交換の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は、2025年10月1日とする。ただし、効力発生日までに本株式交換に必要な手続を行うことができないときは、丸一鋼管と丸一鋼販との合意により、効力発生日を変更することができる。

第5条 （善管注意義務）

丸一鋼管及び丸一鋼販は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務を遂行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、予め相手方の同意を得なければならない。

第6条 (剰余金の配当の制限)

1. 丸一鋼管は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、その時点における丸一鋼管の株主に対し、総額 52 億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 丸一鋼管及び丸一鋼販は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第7条 (株式交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事情により、丸一鋼管又は丸一鋼販の財産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、丸一鋼管と丸一鋼販との間で協議の上、株式交換条件を変更又は本契約を解除できるものとする。

第8条 (誠実協議)

本契約に規定するもののほか、本株式交換に関して協議すべき事項が発生した場合には、丸一鋼管と丸一鋼販との間で誠実に協議の上、これを執行するものとする。

(以下本頁余白)

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、両当事者それぞれが1通ずつ保有する。

2025年9月5日

(丸一鋼管) 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

丸一鋼管株式会社

代表取締役社長 吉村 貴典



(丸一鋼販) 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

丸一鋼販株式会社

代表取締役社長 鈴木 博之



別紙2 交換対価の相当性に関する事項及び交換対価について参考となるべき事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に際しては、丸一鋼販の普通株式1株に対して丸一鋼管の普通株式157.0株を割り当てます。

(注) 丸一鋼管は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株とする株式分割(以下「本株式分割」という。)を行う予定です。上記の本株式交換に係る割当比率は、本株式分割の効力発生を前提としております。

2. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項等

丸一鋼管は上場会社であり、丸一鋼管の株式価値については、市場株価平均方式により1株当たり1,172円といたしました。2025年8月31日を基準日とし、東京証券取引所プライム資料における基準日の直前6ヶ月間の終値単純平均値を使用して算定を行っております。なお、同株式の基準日直前6ヶ月間の終値単純平均値は3,516円です。なお、上記の金額は、いずれも、2025年10月1日に本株式分割の効力が発生したと仮定して算出しております。

丸一鋼販は非上場会社であるため、時価純資産方式を採用し、第三者評価機関として税理士法人松井会計事務所に対して算定を依頼し、1株当たり184,090円といたしました。

上記の各算定結果を踏まえ、丸一鋼管及び丸一鋼販の財務状況等の要因を勘案し、両社にて協議・交渉した上で、上記の株式数及び金銭が交換対価として相当なものであるとして合意に至ったものであり、その内容は相当と判断しております。

また、本株式交換は、自己株式処分の方法により行われるため、丸一鋼管の資本金及び準備金は変動しません。

3. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由等

丸一鋼管の株式については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換の効力発生後も同市場において取引可能な銘柄であり、丸一鋼販の株主の利益を保護できることから、本株式交換の対価として選択しました。

なお、丸一鋼管の株式は、国内の証券会社の全てが取り扱っている銘柄です。

4. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

独立した第三者算定機関に交換対価の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けてそれぞれの取締役会において本株式交換を行うことを決議しました。

別紙 3 丸一鋼管の定款

次頁以降をご参照下さい。

定 款

丸一鋼管株式会社

丸 一 鋼 管 株 式 会 社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、丸一鋼管株式会社と称し、英文では Maruichi Steel Tube Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

1. 鋼管の製造加工及び販売
2. 非鉄金属及び非金属の筒管の製造加工及び販売
3. 帯鋼及び鋼板の加工及び販売
4. 鋼管及び関連製品の製造加工設備の製作及び販売
5. 鋼構造物の設計製作及び建設（附帯関連工事を含む。）
6. 企業に対する投資及び経営に関するコンサルティング
7. 不動産の賃貸借及び管理
8. 発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
9. 前各号の事業運営に直接又は間接に必要な事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使すること

ができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会で定めた株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

- 2 当会社の株主総会は、大阪市内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に欠員又は事故あるときは、社長が、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関しては、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当会社の監査役の数は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会で選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関しては、法令又はこの定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 7 章 補 則

(相談役、顧問の設置)

第 41 条 当会社に相談役及び顧問を置くことができる。但し、相談役は、取締役会の決議をもって推薦する。

1975 年 5 月 29 日全文變更
1977 年 6 月 29 日一部變更
1982 年 6 月 29 日一部變更
1991 年 6 月 27 日一部變更
1994 年 6 月 29 日一部變更
1998 年 6 月 26 日一部變更
2001 年 6 月 28 日一部變更
2002 年 6 月 27 日一部變更
2003 年 6 月 27 日一部變更
2004 年 6 月 29 日一部變更
2005 年 6 月 29 日一部變更
2005 年 10 月 3 日一部變更
2006 年 6 月 29 日一部變更
2007 年 6 月 28 日一部變更
2009 年 6 月 29 日一部變更
2010 年 1 月 6 日一部變更
2012 年 6 月 27 日一部變更
2013 年 6 月 25 日一部變更
2014 年 6 月 25 日一部變更
2015 年 6 月 25 日一部變更
2022 年 6 月 24 日一部變更
2023 年 3 月 2 日一部變更

別紙 4 丸一鋼管の最終事業年度に係る計算書類等

次頁以降をご参照下さい。

第 91 期

事 業 報 告

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

丸一鋼管株式会社

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内需要を中心に景気は緩やかな持ち直しが続いているものの、力強さを欠いております。海外経済では、米国は、景気は個人消費を中心に総じて底堅く推移していたものの、通商政策措置の影響が見えない中、景気減速感が高まっております。中国では内需回復ペースは鈍く、景気は持ち直しの動きに足踏みと不透明感がみられます。

鉄鋼業界は、国内では、建設業は非住宅着工床面積の減少・製造業は四輪車生産の停滞など需要の低迷が見られ、国内外で鋼材需要が減退し、2024年の年度ベースでの粗鋼生産量は3年連続の9千万トン割れ（9年連続の1億トン割れ）となっております。また、海外では中国内需不振の中で輸出の増加があるものの、2024年の世界粗鋼生産量は2年ぶりの減少となっております。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

(日本)

国内事業につきましては、工場・倉庫等の着工床面積の減少等から当社主力の中小建築案件の需要が盛り上がりえない中、単体の販売数量は前年度比△5.3%の実績となりました。パイプ販売単価については、需要低迷の中で製造コストや運送費アップ分の転嫁に鋭意努めており、一部ユーザーおよび店売りで部分的に了解頂いておりますが、全体的には進捗が遅れております。また、数量面の不振から製品価格を値下げする他メーカーもあり、単価は下落傾向にあります。売上高は、単体は数量減から減収となり、丸ステンレス鋼管(株)も半導体の低迷からBA管の数量減により減収となり、合計は1,551億4千9百万円（前年度比4.7%減）と減収になりました。セグメント利益は、単体が数量減及びコストアップによるトン当たり製造コストの固定費負担増加で減益、丸ステンレス鋼管(株)もBA管の高採算品などの数量減に加え在庫評価差額（△8億1千3百万円）もあり減益となり、全体で195億6千3百万円(同20.9%減)と減益になりました。

(北米)

北米事業につきましては、（決算期が1～12月とズレており）米国の熱間圧延コイル(HRC)価格(英国CRU社による米国中西部コイル価格指数)が、年初1,210\$/トンでスタートしたものが下がり始め、7月末には723\$まで下がり続け、12月末には700\$台後半で推移しました。米国マルイチ・アメリカン・コーポレーション（MAC社）、米国マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC（Leavitt社）、米国マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC（MOST社）、米国マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC（MNT社）の米国4拠点合計の販売数量は、価格下落の中での様子見感から当用買いとなり前年度比△10.6%となりました。米国テキサスのマルイチ・ステンレス・チューブ・テキサス・コーポレーション（MST-X社）は、半導体工場建設の遅れから出荷は少なく、また期末の在庫評価損の発生もあり実質初年度赤字スタートとなりました。一方、メキシコのマルイチメックスS.A.de C.V.(Maruichimex社)の販売数量は、日系自動車メーカーへの販売が好調で前年度比+17.6%の伸長となりました。

売上高は、販売数量の減少から517億1千万円（前年度比12.2%減）と減収になりました。また、セグメント利益も、販売数量減とスプレッドの悪化や期末在庫評価損（△14億4千2百万円）等から、遺憾ながら15億1千1百万円の営業赤字（前年度は49億4千万円の黒字）となりました。

(アジア)

アジア事業につきましては、ベトナムのマルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー（SUNSCO社）では、引き続きベトナム市況に勢いが無く国内需要も回復しない中で、輸出の増加で販売数量は前年度比+8.5%となりました。マルイチ・サン・スチール・（ハノイ）・カンパニー・リミテッド（SUNSCO(HNI)社）は、日系二輪メーカーの販売台数減も一巡したことから、販売数量は前年度比+7.6%となりました。フィリピンのマルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インク（MPST社）の販売数量は、二輪メーカーの現地生産の拡大を背景に受注を確実に取込み、前年度比+57.9%と大幅に増加しました。インドのマルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド（KUMA社）では、四輪販売が好調で販売数量は前年度比+6.6%増加しました。

結果、売上高は、各社が増収を確保したことで、全体では547億8千9百万円（前年度比10.4%増）と増収になりました。セグメント利益は、MPST社の利益伸長が寄与した一方、SUNSCO社でのパイプと鋼板の売上構成比変動によるスプレッド悪化による減益等もあり、全体では44億5千1百万円（同5.1%減）と減益になりました。

事業全体の状況は、以下のとおりであります。

販売数量面では、日本（単体）と北米が前年度割れとなったことから、全体では前年度比2.8%の減少となりました。売上高も、日本・北米の減収をアジアの増収でカバーしきれず、2,616億4千9百万円（前年度比3.6%減）と減収になりました。利益面は、全セグメントが減益となり、営業利益は229億1千8百万円（同34.2%減）と減益になりました。営業外損益は、持分法による投資利益の減少を受取利息の増加や支払利息の削減などから前年度比1億8千4百万円改善したものの、経常利益は266億4千6百万円（同30.5%減）と減益になりました。特別損益は、従業員に対する譲渡制限付株式費用の特別損失38億5千万円の発生はあったものの、コーポレートガバナンス・コードに基づく資産・資本効率向上に向けた政策保有株式削減による投資有価証券売却益178億3千7百万円の計上により、前年度比138億7百万円改善しました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は270億3千3百万円（同3.5%増）と増益になりました。対米ドル換算レートは、1米ドル151円58銭であります。

剰余金の配当につきましては、「連結決算における親会社株主に帰属する当期純利益をベースに総合的に判断する」との基本方針のもと、2025年5月9日開催の取締役会で年間配当金を1株当たり131円と前回公表値および前年度実績の据え置きとし、うち期末配当金として76円の支払いを決議いたしました。

セグメント情報は次のとおりであります。

区 分	売上高 (百万円)	前期比 (%)	構成比 (%)
日本	155,149	△4.7	59.3
北米	51,710	△12.2	19.8
アジア	54,789	+10.4	20.9
合計	261,649	△3.6	100.0

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高は地域別の販売体制を基礎としております。

製品およびサービスに関する情報は次のとおりであります。

区 分	売上高 (百万円)	前期比 (%)	構成比 (%)
鋼管事業	214,131	△5.9	81.8
表面処理鋼板事業	38,696	+10.6	14.8
その他事業	8,821	△0.4	3.4
合計	261,649	△3.6	100.0

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

地域に関する情報は次のとおりであります。

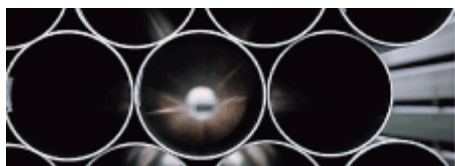
区 分	売上高 (百万円)	前期比 (%)	構成比 (%)
日本	142,501	△4.6	54.5
北米	75,471	△0.2	28.8
アジア・オセアニア	42,793	△5.7	16.4
その他	882	+5.7	0.3
合計	261,649	△3.6	100.0

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高は顧客の所在地を基礎とし国または地域別に分類しております。

「どこにでもある、たったひとつの会社に。」マルイチはパイプのリーディングカンパニーです。
生活のどこにでもある、日本のどこにでもある、世界のどこにでもある、たったひとつの会社。

当社グループは、鋼管の製造・加工・販売ならびにこれに関連する業務を営み、帯鋼から鋼管になるまでの作業を一貫的に行い、取扱商社を通じて需要家に販売しております。
取扱製品の種類を分類すると次のとおりであります。

当社グループの取扱製品



鋼管事業

当社の主要な事業として、普通鋼およびステンレス鋼を素材とする鋼管の製造を行っています。



普通鋼鋼管（普通鋼溶接鋼管）

当社の創業以来の事業です。帯鋼（コイル）を原料とし、高周波溶接によって製造しています。住宅や建築物、自動車など幅広い分野で使用され、社会インフラを支える重要な役割を果たしています。また、製造されたパイプは、北海道から沖縄まで全国に配置された当社及び丸一鋼鉄㈱の営業・販売拠点から販売されています。

ステンレス鋼管



ステンレスシームレス鋼管

丸一ステンレス鋼管㈱

溶接部がなく、高い圧力や腐食に強いステンレス製の鋼管です。主に化学プラントや半導体工場、水素やアンモニアの配管などに使用されています。

ステンレス溶接鋼管

普通鋼溶接鋼管と同様に、鋼帯（コイル）を原料として高周波溶接、レーザー溶接、TIG溶接によって製造しています。主にプラントの配管や自動車のマフラーなどに使用されています。



特品事業

明るく安全なまちづくりのため、「マルイチポール」のブランドで、道路照明柱、信号・標識柱、ETCガントリーなどの設計、製作、販売を行っています。全国各地の道路、施設などで使用される「マルイチポール」は60年の歴史をもつ信頼のブランドとして皆様のご期待・ご要望にお応えしてまいります。



表面処理鋼板事業

鋼板を酸洗し、冷間圧延や溶融亜鉛めっきで仕上げを行い、耐食性と外観に優れた鋼板を製造しています。

その他の事業

- ・鋼管加工事業
- ・異形管事業
- ・鋼製下地事業

㈱アルファメタル

東洋特殊鋼業㈱

㈱佐藤型鋼製作所

2. 設備投資等の状況

(1) 当連結会計年度中における設備の新設等

当連結会計年度中における設備投資金額は総額242億円で、その主なものは、丸一鋼管(株)のステンレス鋼管事業拡大関連56.1億円、工場空調設備で20.8億円、次世代造管機11.9億円、丸一ステンレス鋼管(株)の新プレス機27.9億円、メキシコMaruichimex社の新工場建設で27.6億円などであります。

(2) 次期連結会計年度における設備の新設等

次期連結会計年度における設備投資金額は217億円を見込んでおります。その主なものは、丸一鋼管(株)のステンレス鋼管事業拡大関連80.0億円、次世代造管機12.0億円、丸一ステンレス鋼管(株)の新プレス機23.5億円、メキシコMaruichimex社の新工場関連機械設備据付で13.9億円などであります。

(3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済の持ち直しに力強さが欠ける先行き不透明感、米国の通商を始めとする各種政策の影響、とりわけ相互関税による世界的な貿易・経済の不確実性など景気後退リスクもあり、引き続き厳しい状況が見込まれます。日本国内では、足元では需要が盛り上がり欠ける中で販売数量の確保が難しい状況となっています。米国では、（決算期が3ヶ月ズレており）米国のHRC価格は、年初の700\$台後半/トンから1,000\$/トンを超える水準で推移しておりますが、関税政策影響や景気後退感に伴う鉄鋼市場の動向に注視してまいります。

このような情勢のもと、当社といたしましては、第7次中期経営計画の2年度として主要施策の着実な実行の為、各地域での状況変化を的確に把握し、マイナス要因をミニマイズする迅速な対応を引き続き進めてまいります。セグメント別には以下の通りとなっております。

(日本)

国内単体事業につきましては、中小建築分野を始め需要回復は期待薄で、足元の販売実績からも前年度割れの厳しい販売数量が続く見通しですが、最低販売数量の確保に向けて全社一丸で取り組んでおります。コイル仕入価格はスクラップ相場価格の下落や内外価格差等から軟化傾向にあるものの、コスト意識を強く持ち、スプレッドの確保に取り組んでまいります。更には、エネルギーコストや副資材等の製造コストやパイプの切断加工賃等の外注コスト等に加え、物流費の上昇もあり、コスト上昇分の製品販価への転嫁と値下がり分の値戻しを急ぎ値上げ2万円達成を継続します。また、販売数量の増加が難しい状況下、営業・生産・間接部門の効率化等の生産性向上に取り組んでまいります。丸ステンレス鋼管(株)は、ステンレス管は輸出での数量増、B A管は自動車向けのマイナスを半導体向けで数量カバーする売上見込みとしておりますが、利益面は管種構成比変動等から前年度比横ばいとなる見通しです。

設備投資関連では、女性も扱える次世代造管機をコンセプトとして造管機メーカーと共同で開発を進め、名古屋工場3号機(6インチミル)の更新もテスト稼働しております。更には、ステンレス鋼管事業の拡大のために丸ステンレス鋼管(株)に隣接する中国電力の土地32.6万㎡を取得し、丸一鋼管としてステンレス溶接管工場を約220億円で、丸ステンレス鋼管(株)として大型プレス工場を約260億円で建設する準備も順調に進めております。

(北米)

北米事業につきましては、関税問題や景気後退懸念もある中ですが、米国HRC価格は足元では上昇傾向にあり、鉄鋼市場の動向を注視しながら、需要回復とスプレッド確保を期待しており、米国4社の販売数量は前年度比2桁伸長を見込んでおります。また、米国の半導体需要拡大に伴いテキサス州に設立したBA管製造子会社MST-X社では、品質確認サンプル出荷も始まり来期の本格稼働に向けて鋭意進めておりますが、当面は初期立上げ費用や受注量からの固定費負担が重く、年間赤字見通しとしております。メキシコMaruichimex社では、ユーザーである日系自動車メーカーの米国向け輸出動向が不透明なことから、販売数量を保守的に前年度割れ見込みとしております。また、モントレーの第2工場用の土地取得を終え工場建設を進めておりますが、機械設備据付については米国政権の関税動向も見極めながら流動的としております。一方、自動車以外の需要分野開拓を行い新工場立ち上げを急ぎます。

(アジア)

アジア事業につきましては、中国の輸出コイル価格の影響で市況の下落混乱が続いております。ベトナムSUNSCO社では、国内建築需要の回復遅れへの対応として、短期的には輸出に注力しておりましたが、米国向け表面処理鋼板はアンチダンピング問題の影響で厳しく、一方パイプは韓国競合先への関税賦課から受注有利拡大となる等、状況変化に対応しながら国内での付加価値製品の拡販も含め取り組んでおります。ベトナムSUNSCO(HNI)社では、バイク販売台数の落ち込みは一巡し、年間販売数量予想は前年度横這いとしています。インドKUMA社では、四輪市場の需要が急回復し、加えて環境規制強化から商用車向け大径排気管需要が増加しており、四輪および二輪車用排気管需要増に対応してグジャラート工場の新2インチラインも稼働しました。フィリピンのMPST社では、足元二輪メーカーの現地生産の拡大を背景に受注を確実に取込み販売数量は前年度比の1.5倍の伸長を見込んでおり、供給不足の懸念から造管ラインと自動高速切断設備の増強を進め、新建屋を建設中であります。

次期の連結会計年度の業績見通しは、売上高は2,639億円(前年度比0.9%増)、営業利益は336億円(同46.6%増)、経常利益は355億円(同33.2%増)の増収増益予想としております。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度の投資有価証券売却益の特別利益の計上が見込まれないことから、234億円(同13.4%減)の減益としております。尚、業績予想に用いた対米ドル換算レートは、1米ドル140円であります。

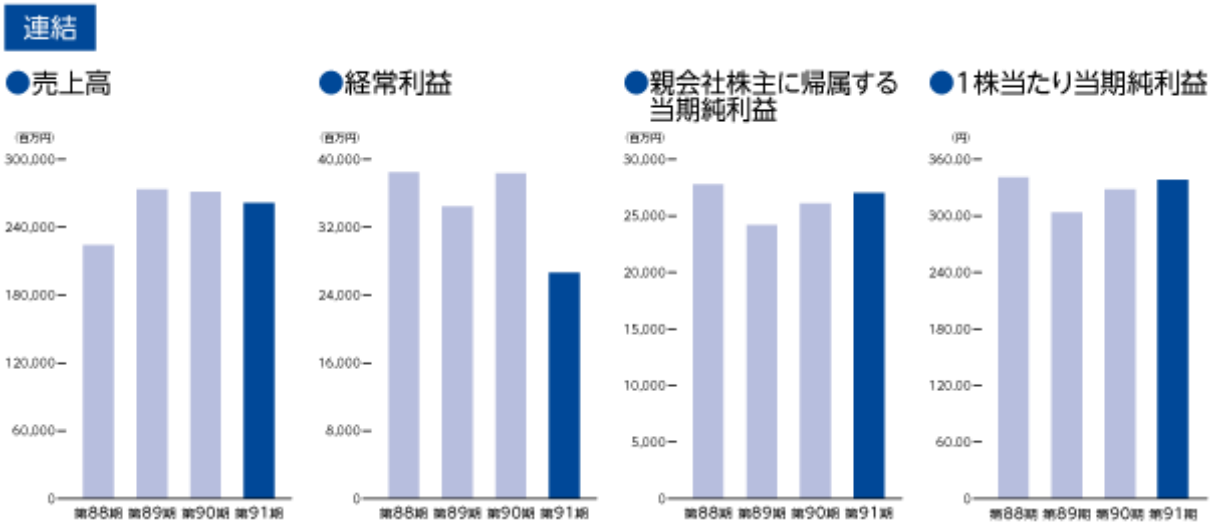
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

		第88期 (2022年3月期)	第89期 (2023年3月期)	第90期 (2024年3月期)	第91期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	224,218	273,416	271,310	261,649
経常利益	(百万円)	38,458	34,416	38,355	26,646
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	27,760	24,164	26,113	27,033
1株当たり当期純利益	(円)	340.83	303.38	327.81	338.28
総資産	(百万円)	370,078	393,165	429,529	425,634
純資産	(百万円)	307,593	324,220	360,501	359,726

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

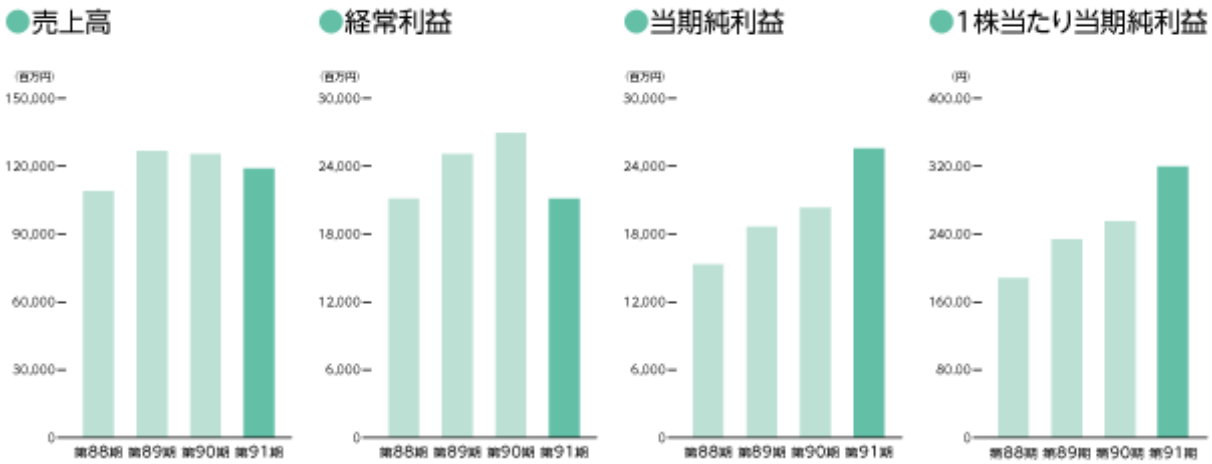


(2) 当社の財産および損益の状況の推移

		第88期 (2022年3月期)	第89期 (2023年3月期)	第90期 (2024年3月期)	第91期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	108,883	126,638	125,370	118,843
経常利益	(百万円)	21,111	25,074	26,941	21,124
当期純利益	(百万円)	15,329	18,626	20,318	25,545
1株当たり当期純利益	(円)	188.20	233.85	255.06	319.67
総資産	(百万円)	264,924	276,392	304,960	293,677
純資産	(百万円)	227,902	237,366	260,530	250,866

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

個別



10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
丸一鋼販株式会社	122（百万円）	95.3%	（27.8）	鋼管・鋼板の販売
北海道丸一鋼管株式会社	30（百万円）	100.0%	（60.0）	鋼管・ポールの製造
九州丸一鋼管株式会社	30（百万円）	100.0%	（60.0）	鋼管の製造
四国丸一鋼管株式会社	67.5（百万円）	100.0%	（9.8）	鋼管の製造
株式会社アルファメタル	100（百万円）	93.5%	（92.2）	自動車部品の製造・販売
丸一ステンレス鋼管株式会社	4,250（百万円）	100.0%		ステンレス鋼管の製造・販売
東洋特殊鋼業株式会社	110.55（百万円）	100.0%		鋼管の製造・販売
マルイチ・アメリカン・コーポレーション	7.5（百万米ドル）	100.0%	（8.8）	鋼管の製造・販売
M K K ・ U S A ・ インク	185.5（百万米ドル）	100.0%		投資事業
マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC	25（百万米ドル）	90.0%	（90.0）	鋼管の製造・販売
マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC	55（百万米ドル）	100.0%	（100.0）	鋼管の製造・販売
マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC	28（百万米ドル）	100.0%	（100.0）	鋼管の製造・販売
マルイチ・ステンレス・チューブ・テキサス・コーポレーション	75（百万米ドル）	80.0%	（42.5）	ステンレス鋼管の製造・販売
マルイチメックスS.A. de C.V.	270（百万メキシコペソ）	60.0%	（60.0）	鋼管の製造・販売
マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー	130（百万米ドル）	82.3%		鋼管・表面処理鋼板の製造・販売
マルイチ・サン・スチール・（ハノイ）・カンパニー・リミテッド	263,927（百万ベトナムドン）	100.0%	（100.0）	鋼管の製造・販売
マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド	139,054（千インドルピー）	70.0%		ステンレス鋼管・アルミメッキ鋼管の製造・販売
マルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インク	15（百万米ドル）	70.0%		鋼管の製造・販売

- （注） 1. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
2. 当社の議決権比率の（ ）内は間接所有割合で内数であります。

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは鋼管の製造、加工、販売ならびにこれに関連する業務を営み、帯鋼から鋼管になるまでの作業を一貫的に行い、取扱商社を通じて需要家に販売しております。

主要な営業所および工場ならびに使用人の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 当 社
本 社 大阪市中央区難波五丁目1番60号
事 務 所
札幌事務所（北海道北広島市）、東京事務所（東京都中央区）、名古屋事務所（名古屋市熱田区）、
大阪事務所（大阪市中央区）、広島事務所（広島県安芸郡）、福岡事務所（福岡市博多区）、
特品事業部（堺市東区）

工 場
東京工場（千葉県市川市）、名古屋工場（愛知県海部郡）、堺工場（堺市西区）、
詫間工場（香川県三豊市）、堺特品工場（堺市東区）、鹿島特品工場（茨城県潮来市）

会 社 名	本社所在地	営業所等
丸 一 鋼 販 株 式 会 社	大 阪 市 中 央 区	本社 14営業所
北 海 道 丸 一 鋼 管 株 式 会 社	北 海 道 苫 小 牧 市	本社 1事業所
九 州 丸 一 鋼 管 株 式 会 社	熊 本 県 玉 名 郡	本 社
四 国 丸 一 鋼 管 株 式 会 社	香 川 県 三 豊 市	本社 1事業所
株 式 会 社 ア ル フ ァ メ タ ル	福 岡 県 宮 若 市	本 社
丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 株 式 会 社	山 口 県 下 関 市	本社 2営業所
東 洋 特 殊 鋼 業 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	本社 2事業所
マルイチ・アメリカン・コーポレーション	米国カリフォルニア州	本 社
M K K ・ U S A ・ イ ン ク	米 国 デ ラ ウ ェ ア 州	本 社
マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC	米 国 イ リ ノ イ 州	本 社
マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC	米 国 オ レ ゴ ン 州	本 社
マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC	米 国 ネ ブ ラ ス カ 州	本 社
マルイチ・ステンレス・チューブ・テキサス・コーポレーション	米 国 テ キ サ ス 州	本 社
マ ル イ チ メ ッ ク ス S.A. de C.V.	メキシコアグアスカリエンテス州	本 社
マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー	ベトナムビンドン省	本 社
マルイチ・サン・スチール・（ハノイ）・カンパニー・リミテッド	ベトナムビンフック省	本 社
マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド	インドハリヤナ州	本社 2事業所
マルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インク	フィリピンパタンガス州	本 社

(3) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
2,596名	+77名

（注）従業員数は、就業人員であります。

主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,759

会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 200,000,000 株
2. 発行済株式の総数 84,000,000 株 （自己株式 6,583,126株を含む。）
3. 株主数 23,320 名

4. 大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,114,900	10.48
株式会社ヨシムラホールディングス	4,700,000	6.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,371,539	5.64
株式会社三井住友銀行	3,900,310	5.03
株式会社三菱UFJ銀行	3,304,634	4.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,130,751	4.04
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・JFEスチール株式会社退職給付信託口）	3,003,000	3.87
CHINA STEEL CORPORATION	2,000,000	2.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,929,100	2.49
丸一鋼管共栄持株会	1,627,834	2.10

- （注） 1. 当社は自己株式（6,583,126株）を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また、自己株式を控除して計算しております。
- なお、自己株式（6,583,126株）には、従業員インセンティブプラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式（169,539株）は含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、取締役の業績向上への意欲や社会価値を含めた企業価値増進に向けた士気を高めることを目的に「譲渡制限付株式報酬」ならびに「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」を導入しております。

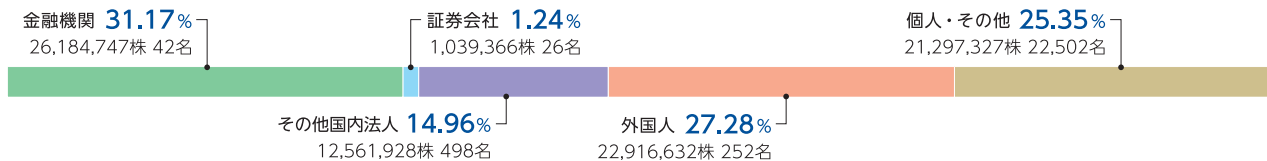
・取締役・その他役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	25,500	4
社外取締役	0	0
監査役	0	0

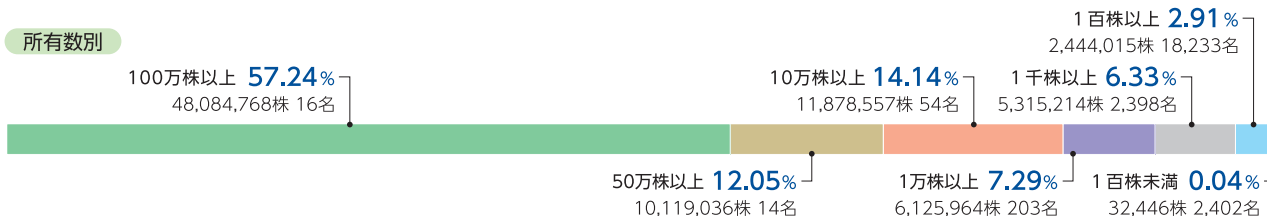
- （注） 1. 社外取締役および監査役には交付しておりません。
2. 1名退任者含む。

●株式の分布状況

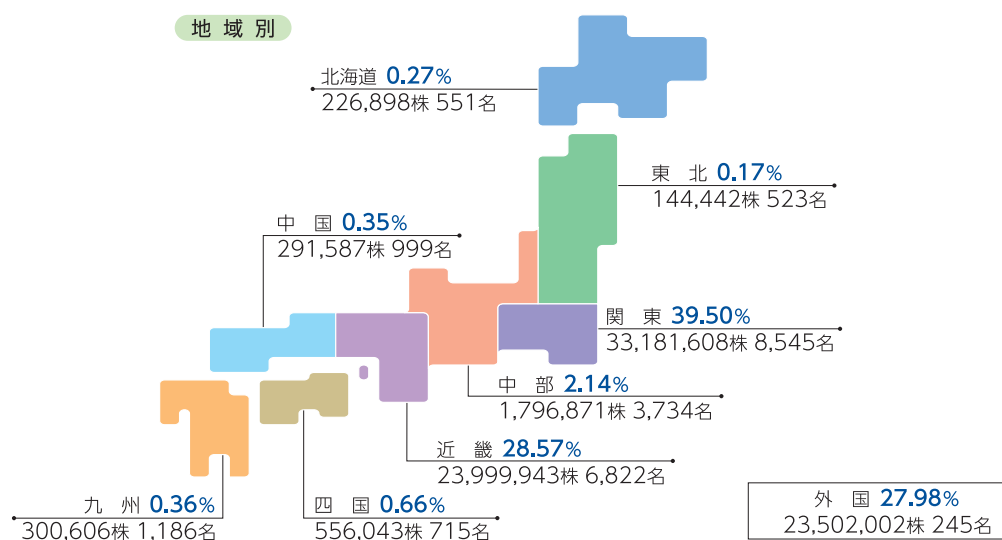
所有者別



所有数別



地域別



6. その他株式に関する重要な事項

当該事業年度中に、会社法第459条第1項第1号に基づき取得した自己株式は次のとおりです。

普通株式 : 3,914,900株

取得対価の総額 : 13,689,797,800円

取得した理由 : 資本効率の向上ならびに機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社の取締役が保有する新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

回次	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	行使期間	発行価額	保有者数
第1回	3個 (1個当たり1,000株)	普通株式 3,000株	2005年7月8日から 2025年6月29日まで	無償	2名
第2回	34個 (1個当たり100株)	普通株式 3,400株	2006年11月10日から 2026年11月9日まで	1個当たり 228,100円	2名
第3回	22個 (1個当たり100株)	普通株式 2,200株	2007年9月11日から 2027年9月10日まで	1個当たり 241,600円	2名
第4回	25個 (1個当たり100株)	普通株式 2,500株	2008年9月11日から 2028年9月10日まで	1個当たり 243,100円	2名
第5回	46個 (1個当たり100株)	普通株式 4,600株	2009年9月9日から 2029年9月8日まで	1個当たり 138,300円	2名
第6回	51個 (1個当たり100株)	普通株式 5,100株	2010年9月9日から 2030年9月8日まで	1個当たり 139,100円	2名
第7回	48個 (1個当たり100株)	普通株式 4,800株	2011年9月9日から 2031年9月8日まで	1個当たり 132,700円	2名
第8回	59個 (1個当たり100株)	普通株式 5,900株	2012年9月11日から 2032年9月10日まで	1個当たり 118,800円	2名
第9回	42個 (1個当たり100株)	普通株式 4,200株	2013年9月10日から 2033年9月9日まで	1個当たり 186,600円	2名
第10回	44個 (1個当たり100株)	普通株式 4,400株	2014年9月9日から 2034年9月8日まで	1個当たり 213,500円	2名
第11回	37個 (1個当たり100株)	普通株式 3,700株	2015年9月9日から 2035年9月8日まで	1個当たり 224,900円	2名
第12回	43個 (1個当たり100株)	普通株式 4,300株	2016年9月9日から 2036年9月8日まで	1個当たり 279,300円	2名
第13回	49個 (1個当たり100株)	普通株式 4,900株	2017年9月9日から 2037年9月8日まで	1個当たり 246,700円	2名
第14回	45個 (1個当たり100株)	普通株式 4,500株	2018年9月11日から 2038年9月10日まで	1個当たり 256,000円	2名

- (注) 1. 上記新株予約権の1株当たり行使価格は、1円であります。
2. 上記新株予約権の行使は、当社の取締役を退任した日の翌日から10日間に限られます。
3. 社外取締役および監査役は保有しておりません。

2. 当該事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鈴木博之	代表取締役会長兼 CEO	丸一鋼販株式会社代表取締役社長 九州丸一鋼管株式会社代表取締役社長 マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー会長 丸ーステンレス鋼管株式会社取締役会長 日本ベンチャーキャピタル株式会社社外取締役 岩谷産業株式会社社外取締役
吉村貴典	代表取締役社長兼 COO	四国丸一鋼管株式会社代表取締役社長
森田 渉	副社長執行役員	マルイチ・アメリカン・コーポレーション会長 マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC会長 丸一金属製品（佛山）有限公司董事長
中野健二郎	取締役	京阪神ビルディング株式会社特別顧問 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役（監査等委員）
牛野健一郎	取締役	
藤岡由佳	取締役	藤岡金属株式会社代表取締役社長 関西学院大学国際教育・協力センター非常勤講師 関西学院大学国際学部非常勤講師 シスメックス株式会社社外取締役
辻 幸一	取締役	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 帝人株式会社社外監査役
山平恵子	取締役	上新電機株式会社社外取締役 MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役
寺尾健彦	常勤監査役	
奥村萬壽雄	監査役	株式会社バロックジャパンリミテッド社外取締役
魚住隆太	監査役	魚住隆太公認会計士事務所代表 魚住サステナビリティ研究所代表 大栄環境株式会社顧問
内山由紀	監査役	TMI総合法律事務所大阪オフィスカウンシル 日本精線株式会社社外取締役 株式会社日本トリム社外監査役

- （注）
1. 取締役のうち中野健二郎氏、牛野健一郎氏、藤岡由佳氏、辻幸一氏、山平恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち奥村萬壽雄氏、魚住隆太氏、内山由紀氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役魚住隆太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役内山由紀氏は、弁護士の資格を有しており、法務に精通し、豊富な知識と経験を有するものであります。

5. 取締役中野健二郎氏、牛野健一郎氏、藤岡由佳氏、辻幸一氏、山平恵子氏、監査役奥村萬壽雄氏、魚住隆太氏、内山由紀氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する内容の責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、取締役、監査役、執行役員および子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。
8. 当社は、各取締役および各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。

（ご参考） 当社では、経営にかかわる意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在の執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

氏名	会社における地位および担当等	
鈴木博之	会長執行役員（CEO）	
吉村貴典	社長執行役員（COO）	
森田 渉	副社長執行役員	営業・購買・企画・IR・秘書部門管掌 マルイチ・アメリカン・コーポレーション会長 兼マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC会長 兼丸一金属制品（佛山）有限公司董事長
石松伸一	常務執行役員	管理部門管掌
樺沢賢治	常務執行役員	営業部長 北海道丸一鋼管株式会社代表取締役社長
本田俊作	常務執行役員	マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC社長 兼マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC社長
青山孝次	常務執行役員	経理部長
井本浩嘉	執行役員	大阪事務所長
栗根良昭	執行役員	東京工場長
成崎敏行	執行役員	堺工場長
中堀 勝	執行役員	マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー社長
澤田 護	執行役員	生産技術部門管掌補佐
弓場泰司	執行役員	設備技術室長
石崎彰一	執行役員	名古屋事務所長
大槻美弥子	執行役員	秘書室長

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を2022年5月12日開催の取締役会において決定（同取締役会において決定された内容は2022年6月24日より効力発生）しており、その概要は次のとおりです。

2025年3月期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役および代表取締役で構成する指名・報酬委員会が決定方針に沿うものであるかについても審議し、取締役会に助言・提言を行っており、取締役会および再一任を受けた代表取締役会長は指名・報酬委員会の助言・提言を最大限尊重することとしていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

①取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および取締役の個別の報酬等については取締役会が決定する。取締役の個別の報酬等については取締役会が独立社外取締役および代表取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において審議し、取締役会に助言・提言を行う。具体的な金額については取締役会の決議により代表取締役会長に再一任する。代表取締役会長は、指名・報酬委員会の助言・提言を最大限尊重するものとし、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で決定する。

②取締役報酬の種類

当社の取締役報酬制度は、固定報酬として「基本報酬」、「譲渡制限付株式報酬」、業績連動報酬として、毎年の業績に応じて支給される「賞与」ならびに一定の業績評価期間中の業績目標の達成度に応じて支給される「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」とする。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととする。「譲渡制限付株式報酬」については、当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、取締役の業績向上への意欲や社会価値を含めた企業価値増進に向けた士気を高めることを目的とし、「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」については、取締役の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成および中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2023年6月23日開催の第89回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額8千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は4名）であります。また、2019年6月25日開催の第85回定時株主総会において、当該取締役の報酬枠の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、「譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）であります。加えて、2022年6月24日開催の第88回定時株主総会において、当該取締役の報酬枠の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額1億5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬の額は、2023年6月23日開催の第89回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO鈴木博之が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、「基本報酬」、「賞与」、「譲渡制限付株式報酬」の各取締役の具体的な配分であり、委任した理由は、当社グループを取り巻く事業環境や経営状況を最も理解しており、各個人の貢献度等を総合的に勘案し決定するのは代表取締役会長兼CEOが最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が、代表取締役会長兼CEOにより適切に行使されるよう、独立社外取締役および代表取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において審議を経て、取締役会に助言・提言を行い、代表取締役会長は、指名・報酬委員会の助言・提言を最大限尊重し決定することとしております。

(4) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬として取締役に対して金銭報酬の「賞与」、非金銭報酬の「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」を支給しております。

〔業績連動報酬・金銭報酬〕

「賞与」は会社の根源的な経営状況を表わす指標である「売上高」、「経常利益」、ならびに株主への還元を表わす「年間配当金」を指標とするとともに、各個人の貢献度等を総合的に勘案した額を毎年、一定の時期に支給する。

〔業績連動報酬・非金銭報酬〕

「業績連動型株式報酬（譲渡制限付）」については、中期経営計画の対象期間に含まれる各事業年度および対象期間全体である3事業年度をそれぞれ業績評価の対象期間としたうえで、①各事業年度の業績目標の達成度に応じて各事業年度の経過後に支給される当該事業年度分の職務執行の対価に相当する報酬（以下「単年度評価報酬」という。）と②中期経営計画の対象期間全体における業績目標の達成度に応じて当該期間の最後の事業年度の経過後に支給される3事

業年度にわたる職務執行の対価に相当する報酬（以下「複数年度評価報酬」という。）により構成される。

対象となる取締役は、中期経営計画で採用した1乃至複数の業績指標の範囲であらかじめ取締役会が定める業績指標（なお、第7次中期経営計画に対応する業績指標として、単年度評価報酬については連結売上高および連結営業利益を、複数年度評価報酬については業績評価期間における連結売上高の平均値および連結営業利益の平均値を採用する。）に基づく業績目標の達成度に応じて、各業績評価期間の経過後に、当社より支給された金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の処分を受ける（ただし、業績評価期間を踏まえて当社の取締役会があらかじめ定める役務提供期間中であって、業績評価期間経過後に、正当と認める事由により取締役を退任した場合には株式の交付に代えて金銭の支給を受けるものとする。）。対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億5千万円以内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内とする。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、交付された株式については原則として譲渡制限を付すものとし、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から取締役の退任直後の時点までとして、当該時点をもって譲渡制限を解除する。各個人へは、単年度評価報酬分については毎年、複数年度評価報酬分については業績評価期間の最後の事業年度の終了後、一定の時期に株式の割当てを行うものとし、取締役会決議により決定する。なお、禁錮以上の刑に処せられた場合等あらかじめ定められた事由に該当した場合、当該株式の交付を受ける権利を喪失し、また、株式の交付後、譲渡制限期間中においては当該株式の全部を会社が無償で取得するものとする。

なお、業績連動型株式報酬（譲渡制限付）の各個人への割当数については、対象取締役の役位等に応じて、あらかじめ当社の取締役会において、業績評価期間の業績評価指標の達成度に連動する形で確定する各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を決定する。

業績連動報酬の指標である「売上高」、「経常利益」の実績は29ページの「財産および損益の状況の推移」のとおりであります。また、「年間配当金」は第90期（2023年4月1日～2024年3月31日）について131円00銭でありました。更に、業績連動型株式報酬の単年度評価報酬の指標である「連結売上高」および「連結営業利益」の実績、ならびに、複数年度評価報酬の指標である業績評価期間における「連結売上高の平均値」および「連結営業利益の平均値」は次のとおりです。これらの指標を採用する理由は、「売上高」、「経常利益」、「連結売上高」、「連結営業利益」は会社の根源的な経営状況を示す指標であり、「年間配当金」は株主への還元を示す指標であることから採用しております。また、業績連動型株式報酬の複数年度評価報酬の指標として、業績評価期間における「連結売上高の平均値」および「連結営業利益の平均値」を採用する理由は、役員報酬と中期経営計画に定める会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にするためであります。

目標および進捗は以下の通りです。

（第7次中期経営計画 目標）

	2025年3月期 目標	2026年3月期 目標	2027年3月期 目標	3事業年度 平均値目標
連結売上高 （百万円）	271,000	285,000	300,000	285,333
連結営業利益 （百万円）	35,000	37,500	40,000	37,500

（第7次中期経営計画 進捗）

	2025年3月期 実績	2026年3月期 予想	2027年3月期 目標	3事業年度 平均値目標
連結売上高 （百万円）	261,649	263,900	300,000	275,183
連結営業利益 （百万円）	22,918	33,600	40,000	32,172

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 非金銭報酬等の内容

〔固定報酬・非金銭報酬〕

「譲渡制限付株式報酬」については、当社より支給された金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の処分を受ける。対象となる取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額5千万円以内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年2万株以内とする。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から50年間、若しくは取締役会が正当と認める事由により取締役を退任した場合、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。各個人へは毎年、一定の時期に譲渡制限付株式の割当てを行うものとし、取締役会決議により決定する。なお、譲渡制限期間中に禁錮以上の刑に処せられた場合等あらかじめ定められた事由に該当した場合、当該株式の全部を会社が無償で取得するものとする。

なお、譲渡制限付株式の各個人への割当数については次の算式に基づき算出する。

譲渡制限付株式の割当数＝基準金額（※1）÷基準価格（※2）＋前年度からの繰越株式数

（※1）基準金額：役付取締役については月例基本報酬の3か月分、非役付取締役については月例基本報酬の2か月分。ただし、当該対象者に特に功績がある場合は、その功績の程度に応じた相当額を基準金額に加算することができ（加算の上限は、基準金額の3割までとする。）、また、特にその職に不相応な行為があった場合には、相当額を基準金額から減額することができる。

（※2）基準株価：割当日の属する事業年度の4月から6月の間の3月間における東京証券取引所の当社の普通株式の終値平均

(6) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役	250	155	51	23	18	9
（内社外取締役）	53	53	—	—	—	5
監査役	45	45	—	—	—	4
（内社外監査役）	27	27	—	—	—	3

（注） 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は、当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

取締役	中野健二郎氏			
	取締役会	16回開催	うち	15回出席
取締役	牛野健一郎氏			
	取締役会	16回開催	うち	16回出席
取締役	藤岡由佳氏			
	取締役会	16回開催	うち	15回出席
取締役	辻幸一氏			
	取締役会	16回開催	うち	16回出席
取締役	山平恵子氏			
	取締役会	11回開催	うち	9回出席
監査役	奥村萬壽雄氏			
	取締役会	16回開催	うち	16回出席
	監査役会	15回開催	うち	15回出席
監査役	魚住隆太氏			
	取締役会	16回開催	うち	16回出席
	監査役会	15回開催	うち	15回出席
監査役	内山由紀氏			
	取締役会	16回開催	うち	16回出席
	監査役会	15回開催	うち	15回出席

社外取締役の中野健二郎氏は、2008年6月開催の当社第74回定時株主総会で監査役に選任され、その後、2013年6月開催の当社第79回定時株主総会で取締役に選任されました。また、2010年6月まで株式会社三井住友銀行の代表取締役副会長を兼務しておりましたが退任し、京阪神不動産株式会社（現京阪神ビルディング株式会社）の取締役会長も2022年6月に退任しております。なお、2022年6月から京阪神ビルディング株式会社の特別顧問を兼務しており、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社の社外取締役（監査等委員）も兼務しております。会社経営および国内外の経済・金融市場に関する豊富な知識と経験を有しており主に当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献するため取締役会で発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度の委員会に出席することにより、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に助言・提言を行うにあたり重要な役割を果たすなど、客観的な立場から会社経営の監督に務めております。なお、京阪神ビルディング株式会社およびエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社と当社の間に重要な取引はありません。

社外取締役の牛野健一郎氏は、2016年6月開催の当社第82回定時株主総会で取締役に選任されました。また、2013年4月まで当社の主要な取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の代表取締役社長でありましたが退任しております。会社経営において培われた経営者としての高い見識と鉄鋼業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献するため取締役会で発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度の委員会に出席することにより、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に助言・提言を行うにあたり重要な役割を果たすなど、客観的な立場から会社経営の監督に務めております。

社外取締役の藤岡由佳氏は、2018年6月開催の当社第84回定時株主総会で取締役に選任されました。藤岡金属株式会社の代表取締役社長、関西学院大学国際教育・協力センター非常勤講師、関西学院大学国際学部非常勤講師、シスメックス株式会社の社外取締役を兼務しております。主に豊富な海外経験において培われたグローバルな視点や深い知識および会社経営において培われた経営者としての高い見識を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献するため取締役会で発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度の委員会に出席することにより、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に助言・提言を行うにあたり重要な役割を果たすなど、客観的な立場から会社経営の監督に務めております。なお、藤岡金属株式会社、関西学院大学、シスメックス株式会社と当社との間に重要な取引はありません。

社外取締役の辻幸一氏は、2023年6月開催の当社第89回定時株主総会で取締役に選任されました。株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役、帝人株式会社の社外監査役を兼務しております。公認会計士としての豊富な経験と会計・監査に関する専門的な知見を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献するため取締役会で発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度の委員会に出席することにより、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に助言・提言を行うにあたり重要な役割を果たすなど、客観的な立場から会社経営の監督に務めております。なお、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、帝人株式会社と当社との間に重要な取引はありません。

社外取締役の山平恵子氏は、2024年6月開催の当社第90回定時株主総会で取締役に選任されました。上新電機株式会社の社外取締役、MIRARTHホールディングス株式会社の社外取締役、品川リフラクトリーズ株式会社の社外取締役を兼務しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識、マーケティング、ダイバーシティ等の知見を有しており、当社取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献するため取締役会で発言を行っております。なお、上新電機株式会社、MIRARTHホールディングス株式会社、品川リフラクトリーズ株式会社と当社との間に重要な取引はありません。

社外監査役の奥村萬壽雄氏は、2013年6月開催の当社第79回定時株主総会で監査役に選任されました。また、2024年5月から株式会社バロックジャパンリミテッドの社外取締役を兼務しております。長年警察等行政官庁や財団法人の職務に携わり、その経歴を通じて培われた豊富なキャリアと高い見識を活かし、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する見地から発言を行っております。なお、株式会社バロックジャパンリミテッドと当社との間に重要な取引はありません。

社外監査役の魚住隆太氏は、2018年6月開催の当社第84回定時株主総会で監査役に選任されました。同氏は朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の代表社員でありましたが2010年6月に退職し、魚住隆太公認会計士事務所代表、魚住サステナビリティ研究所代表、2024年6月から大栄環境株式会社顧問を兼務し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。なお、魚住隆太公認会計士事務所、魚住サステナビリティ研究所、大栄環境株式会社と当社との間に重要な取引はありません。

社外監査役の内山由紀氏は、2019年6月開催の当社第85回定時株主総会で監査役に選任されました。TMI総合法律事務所大阪オフィスカウンスルを兼務し、2022年6月から日本精線株式会社社外取締役、2024年6月から株式会社日本トリム社外監査役も兼務しております。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。なお、TMI総合法律事務所、日本精線株式会社、株式会社日本トリムと当社との間に重要な取引はありません。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

なお、当社子会社であるマルイチ・アメリカン・コーポレーション、マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー、マルイチ・サン・スチール・(ハノイ)・カンパニー・リミテッド、MKK・USA・インク、マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC、マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド、マルイチメックスS.A. de C.V.、マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC、マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC、マルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インクは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して新システム導入に伴う内部統制構築支援業務に基づく報酬を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「経営理念」に基づき、丸一鋼管グループ「企業行動規範」、「企業行動基準」を定め、当社グループの全員がこの規範の精神を理解し、これを遵守する。

当社は、サステナビリティ委員会を設置し、法令および定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングするとともに、当社グループの全員が遵守すべき行動基準として「コンプライアンス・マニュアル」、「企業倫理ハンドブック」を作成し、その実効性確保に努める。また、内部監査室による監査と監査役の監査を充実させ不祥事の早期発見に努める。

当社は、法令・定款に違反する恐れのある事項を、直接通報するコンプライアンス相談窓口を設置し、適切に運用する。

当社は、「企業行動基準」により、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応組織としてサステナビリティ委員会が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を事後的に確認する方法として、当社の文書の作成と保存・管理に関する社内規程に基づき重要情報の保存・管理を行う。

(3) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ会社に関する管理は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については当社の取締役会に報告を行う。

② 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応を行うため「サステナビリティ委員会規程」に基づきサステナビリティ委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

③ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の取締役会に係る社内規則および規程に基づき職務を遂行する。

当社は、原則毎月開催の経営の意思決定を行う取締役会に加え、執行役員制度を導入し、執行役員会も毎月開催することで、経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化・活性化を図る。

当社は中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化する。

④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はサステナビリティ委員会を設置し、法令および定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングするとともに、当社グループの全員が遵守すべき行動基準として「コンプライアンス・マニュアル」、「企業倫理ハンドブック」を作成し、その実効性確保に努める。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、グループ会社に内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。

(4) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より補助すべき使用人の設置が要求された場合には内部監査室所属員に職務の補助を委任する。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の人事・組織の変更については予め監査役会の同意を必要とする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

職務の補助を委任された内部監査室所属員は専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は毎月開催される取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査役に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役への報告と同時に監査役に直接報告を行う。

当社の監査役が必要と判断した情報については、当社および子会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

- (8) 監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用
または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、当社は速やかに当該費用または債務を
支払うものとする。
- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役がその必要性を認めた時は監査の実施に当たり弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携および内部
監査室との連携を行うことができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 内部統制システムについては、その強化に取り組んでおります。当事業年度は総合的なリスク評価のもと、重点対象先、テーマを選定し、整備・運用状況を内部監査室がモニタリングを実施し、実効性ある管理体制の構築に取り組み、企業集団の内部統制システムの運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。
- ② コンプライアンスについては、企業集団内において「内部通報制度」を設け、毎年実施の本社研修会と、現場での研修会も実施し活動の充実を図っております。
- ③ 当社グループ会社の事業報告については、定期的に当社取締役会への報告、ならびにグループ会社毎の個別報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主価値向上が経営の最重要課題の一つと認識しており、その一環として株主重視の資本政策を継続してきております。また、企業価値を向上させるため、2023年10月に長期ビジョン「MARUICHI2030VISION」を策定し、「1.成長事業推進」と「2.コア事業深化」を基本方針として定めました。さらに同基本方針に基づき、2024年4月に2024年度～26年度までの3か年を対象とした「第7次中期経営計画」を策定しました。同中計期間中には、「1.成長事業推進」の取り組みとして①前中計期間の増産設備による収益最大化、②海外での需要の取り込みと積極投資、③需要増が見込まれる製品に関する積極設備投資継続、④脱炭素社会実現に貢献する研究開発、新商品開発、「2.コア事業深化」の取り組みとして①国内：数量より収益性を重視し安定的に稼げる体制構築、②カーボンニュートラル社会に向けての取り組みの強化、③海外：需要拡大地域での設備投資および収益安定化に向けた基盤整備、といった取り組みを進めてまいります。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に引き続き取り組み、一層の持続的成長を図るとともに、当社株式に対して大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の確保を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する配当の重要性は従来から強く認識しており、収益に応じ、かつ安定的な配当を株主の皆様に行う目的で、業績に連動した配当を行うとの方針の下、具体的には「連結決算における親会社株主に帰属する当期純利益をベースに総合的に判断する」としてしております。また、当社では期末配当の基準日を毎年3月31日とし、中間配当の基準日を毎年9月30日とするともに、必要に応じ基準日を定めて剰余金の配当を可能としております。さらに、株主の皆様の変わらぬご支援に感謝の意を込めまして、株主優待制度も実施しております。

一方、自主独立の鋼管專業メーカーとして当社グループが発展成長を続けるためには、事業拡大を目的とした戦略的な投資と生産性の向上および効率化による競争力の強化が不可欠であります。そのために当社グループでは、常に生産設備の見直し、更新・拡充を行っており、競争力確保を目的とした投資も積極的かつ計画的に実施しております。こうした戦略的事業展開に備えるための内部留保もまた永続的な株主価値向上の観点から極めて重要だと考えております。

当期（第91期）は、中間配当金として1株当たり55円00銭を実施、また、年間配当金を1株当たり131円00銭、うち期末配当金として76円00銭の支払を2025年5月9日開催の取締役会で決議いたしました。なお、次期の利益配分につきましては、「連結決算における親会社株主に帰属する当期純利益をベースに総合的に判断する」という方針に基づき実施する所存です。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

丸一鋼管株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 春 名 智 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸一鋼管株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸一鋼管株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

丸一鋼管株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 春 名 智 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸一鋼管株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

丸一鋼管株式会社 監査役会

常勤監査役	寺 尾 健 彦	㊟
社外監査役	奥 村 萬壽雄	㊟
社外監査役	魚 住 隆 太	㊟
社外監査役	内 山 由 紀	㊟

以 上

第 91 期 事業報告に係る附属明細書
(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(1)公開会社の記載事項

①他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

「第 91 回定時株主総会招集ご通知」32 頁、「事業報告」-「2 会社役員に関する事項」
-「1. 取締役および監査役の氏名等 (2025 年 3 月 31 日現在)」に記載し、内容を補足する重要な事項はありませんので記載内容を省略しております。

②役員又は支配株主との利益相反取引の明細

該当事項はありません。

(2)事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

計 算 書 類
第 91 期

（ 2024年 4 月 1 日から ）
（ 2025年 3 月31日まで ）

丸一鋼管株式会社

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	226,582	流 動 負 債	51,070
現 金 及 び 預 金	100,242	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	24,757
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	49,986	短 期 借 入 金	2,188
有 価 証 券	17,088	未 払 金	1,519
製 品	20,192	未 払 費 用	3,390
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	34,697	未 払 法 人 税 等	12,813
未 収 入 金	1,241	賞 与 引 当 金	1,312
そ の 他	3,196	役 員 賞 与 引 当 金	133
貸 倒 引 当 金	△63	設 備 関 係 支 払 手 形	1,328
固 定 資 産	199,051	そ の 他	3,625
有 形 固 定 資 産	123,825	固 定 負 債	14,837
建 物 及 び 構 築 物	35,042	長 期 借 入 金	1,500
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	28,240	繰 延 税 金 負 債	723
土 地	43,277	株 式 給 付 引 当 金	335
建 設 仮 勘 定	15,125	役 員 株 式 給 付 引 当 金	8
そ の 他	2,138	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	179
無 形 固 定 資 産	2,377	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,577
の れ ん	161	長 期 仮 受 金	7,792
そ の 他	2,216	そ の 他	719
投 資 そ の 他 の 資 産	72,848	負 債 合 計	65,907
投 資 有 価 証 券	66,631	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	1,895	株 主 資 本	312,619
そ の 他	4,324	資 本 金	9,595
貸 倒 引 当 金	△3	資 本 剰 余 金	15,354
		利 益 剰 余 金	308,522
		自 己 株 式	△20,852
		その他の包括利益累計額	31,638
		その他有価証券評価差額金	13,100
		為 替 換 算 調 整 勘 定	17,714
		退職給付に係る調整累計額	823
		新 株 予 約 権	107
		非 支 配 株 主 持 分	15,361
		純 資 産 合 計	359,726
資 産 合 計	425,634	負 債 及 び 純 資 産 合 計	425,634

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		261,649
売上原価		217,844
売上総利益		43,804
販売費及び一般管理費		20,886
営業利益		22,918
営業外収益		
受取利息	945	
受取配当金	1,824	
持分法による投資利益	208	
不動産賃貸料	653	
その他	750	4,384
営業外費用		
支払利息	81	
為替差損	112	
不動産賃貸費用	271	
投資事業組合運用損	54	
その他	135	656
経常利益		26,646
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	17,837	
関係会社株式売却益	521	
受取保険金	3	
その他	44	18,421
特別損失		
固定資産除却損	194	
投資有価証券売却損	559	
株式報酬費用	3,850	
その他	5	4,609
税金等調整前当期純利益		40,457
法人税、住民税及び事業税	17,275	
法人税等調整額	△5,117	12,157
当期純利益		28,299
非支配株主に帰属する当期純利益		1,266
親会社株主に帰属する当期純利益		27,033

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,595	13,414	292,032	△10,922	304,119
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,543		△10,543
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,033		27,033
自己株式の取得				△13,690	△13,690
自己株式の処分		1,940		3,760	5,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,940	16,490	△9,930	8,500
当期末残高	9,595	15,354	308,522	△20,852	312,619

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	31,482	10,822	589	42,894	107	13,379	360,501
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△10,543
親会社株主に帰属する 当期純利益							27,033
自己株式の取得							△13,690
自己株式の処分							5,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18,382	6,892	233	△11,256	－	1,981	△9,274
連結会計年度中の変動額合計	△18,382	6,892	233	△11,256	－	1,981	△774
当期末残高	13,100	17,714	823	31,638	107	15,361	359,726

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称 丸一鋼販株式会社、北海道丸一鋼管株式会社、四国丸一鋼管株式会社、九州丸一鋼管株式会社、株式会社アルファメタル、丸一ステンレス鋼管株式会社、東洋特殊鋼業株式会社
マルイチ・アメリカン・コーポレーション、MKK・USA・インク、マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC、マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC、マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC、マルイチ・ステンレス・チューブ・テキサス・コーポレーション、マルイチメックス S.A. de C.V.、マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー、マルイチ・サン・スチール・(ハノイ)・カンパニー・リミテッド、マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッド
マルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インク

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 沖縄丸一株式会社他3社

連結の範囲から除いた理由

沖縄丸一株式会社及びその他3社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の会社の数及び会社の名称

持分法適用の非連結子会社数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用の関連会社数 5社

持分法適用の関連会社の名称 ウィニング・インベストメント・コーポレーション
インドネシア・スチール・チューブ・ワークス
株式会社セイケイ、丸一金属制品（佛山）有限公司ほか1社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び理由

非連結子会社である沖縄丸一株式会社及びその他3社、関連会社であるJ・スパイラルスチールパイプは、それぞれ当期純利益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る決算書を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸一鋼販株式会社及び四国丸一鋼管株式会社の決算日は2月末日であります。また、マルイチ・アメリカン・コーポレーション、MKK・USA・インク、マルイチ・レビット・パイプ・アンド・チューブLLC、マルイチ・オレゴン・スチール・チューブLLC、マルイチ・ネブラスカ・チューブLLC、マルイチ・ステンレス・チューブ・テキサス・コーポレーション、マルイチメックス S.A. de C.V.、マルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー、マルイチ・サン・スチール・(ハノイ)・カンパニー・リミテッド及びマルイチ・フィリピン・スチール・チューブ・インクの決算日は、12月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、上記の決算日現在の決算書を使用しております。ただし、上記の決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

製 品 …… 主として総平均法によっております。

原材料 …… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～14年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

顧客関連資産 15年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準（過去の実績をベースに、将来の見込額を加味）により支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式給付引当金

当社及び一部の国内連結子会社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑤ 役員株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主に鋼管、表面処理鋼板などを生産・販売しております。これらの製品の販売については、顧客への引き渡し又は顧客による検収により、顧客に製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生年度に全額を費用処理しております。なお、一部の連結子会社はその発生年度より10年の定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 為替予約

ヘッジ対象 …… 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(7) のれんの償却に関する事項

発生原因に応じて、20年以内の一定の年数の定額法により償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。

(8) 追加情報

(従業員インセンティブ・プラン)

当社は、2017年8月8日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員（以下「当社グループ従業員」という）の年齢に応じてポイントを付与し、当社グループ従業員が付与された累計ポイントを当社株式に交換して給付する仕組みです。

当社グループ従業員に対して給付する株式については、あらかじめ設定した信託（以下「本信託」という）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

本信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と本信託は一体であるとする会計処理を採用しており、本信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は当連結会計年度末522百万円、また、株式数は当連結会計年度末169,539株であります。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2024年7月5日開催の取締役会において、当社の従業員、並びに子会社の取締役及び従業員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めること、また、従業員等が当社と理念・ビジョンを共有し、個人の成長を企業価値向上につなげ、より働き甲斐を実感し、従業員等のエンゲージメントを深めることを目的として譲渡制限付株式報酬(付与)制度の導入を決議しました。

なお、譲渡制限付株式報酬の割当として、2024年9月27日に自己株式1,469,000株を処分いたしました。

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 193,699百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保債務はありませんが、担保に供している資産は以下のとおりです。

現金及び預金	698百万円
売掛金	2,310百万円
製品	897百万円
原材料及び貯蔵品	2,559百万円
建物及び構築物	69百万円
機械装置及び運搬具	591百万円
土地	348百万円
建設仮勘定	331百万円
その他	780百万円
合計	8,587百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 2,014百万円

2. 株式報酬費用

当社および当社連結子会社は2024年7月5日開催の取締役会において従業員を対象とした譲渡制限付株式付与制度の導入を決議し、その後、2024年9月27日に従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分を実施しました。この度、自己株式処分により従業員に付与した株数は1,469,000株5,585百万円で付与した株式の内、3,850百万円は過去の勤務に対するものであるため、当連結会計年度において株式報酬費用として特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式 普通株式	84,000,000	—	—	84,000,000
合計	84,000,000	—	—	84,000,000
自己株式 普通株式	4,322,095	3,931,159	1,500,589	6,752,665
合計	4,322,095	3,931,159	1,500,589	6,752,665

- (注) 1. 自己株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式が含まれております。（当連結会計年度期首175,628株、当連結会計年度末169,539株）
2. 自己株式の増加株式数は、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得による増加3,914,900株、譲渡制限付株式の無償取得16,000株及び単元未満株式の買取による増加259株であります。
3. 自己株式の減少株式数は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度に基づく従業員への給付等による減少6,089株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少1,475,300株及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付）としての自己株式の処分による減少19,200株であります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	6,068	76.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	4,474	55.00	2024年9月30日	2024年11月29日

- (注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式に対する配当金が含まれております（2024年5月10日開催の取締役会13百万円、2024年11月8日開催の取締役会9百万円）。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	5,883	利益 剰余金	76.00	2025年3月31日	2025年6月25日

- (注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数及び自己新株予約権に関する事項
普通株式 57,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金及び安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	70,707	70,707	—
長期借入金(※)	2,224	2,220	△4

(※) 流動負債に記載している短期借入金のうち1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,810
投資事業有限責任組合出資金	2,203

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	33,143	—	—	33,143
社債	—	12,772	—	12,772
その他	—	24,791	—	24,791
資産計	33,143	37,563	—	70,707

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,220	—	2,220
負債計	—	2,220	—	2,220

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

9. 一株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,456円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	338円28銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	338円04銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております（当連結会計年度末169,539株）。

1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております（当連結会計年度172,270株）。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主に鋼管、表面処理鋼板などを生産・販売しており、各地域別の売上高は以下のとおりであります。

	報告セグメント			合計
	日本	北米	アジア	
外部顧客への売上高	155,149	51,710	54,789	261,649

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	55,221	49,986
契約負債	987	278

契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定および当社定款の定めに基づき、自己株式の取得を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 3,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.92%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 120億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年6月23日から2026年3月31日 |
| (5) 取得方法 | ①東京証券取引所における市場買付け
②東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付け |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	125,359	流 動 負 債	33,020
現 金 及 び 預 金	72,214	支 払 手 形	2,416
受 取 手 形	1,030	買 掛 金	12,930
売 掛 金	31,381	未 払 金	360
有 価 証 券	1,505	未 払 費 用	1,157
製 品	4,769	未 払 法 人 税 等	11,621
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,411	預 り 金	62
短 期 貸 付 金	267	賞 与 引 当 金	643
未 収 入 金	3,190	役 員 賞 与 引 当 金	51
そ の 他	589	設 備 関 係 支 払 手 形	508
		そ の 他	3,269
固 定 資 産	168,317	固 定 負 債	9,790
有 形 固 定 資 産	51,394	長 期 未 払 法 人 税 等	45
建 物	10,363	株 式 給 付 引 当 金	237
構 築 物	1,079	役 員 株 式 給 付 引 当 金	8
機 械 及 び 装 置	7,357	退 職 給 付 引 当 金	1,418
車 両 運 搬 具	61	繰 延 税 金 負 債	109
工 具、器 具 及 び 備 品	220	長 期 仮 受 金	7,792
土 地	27,473	そ の 他	179
建 設 仮 勘 定	4,838	負 債 合 計	42,810
無 形 固 定 資 産	712	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	100	株 主 資 本	236,881
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	592	資 本 金	9,595
施 設 利 用 権	9	資 本 剰 余 金	16,606
電 話 加 入 権	9	資 本 準 備 金	14,631
投 資 其 他 の 資 産	116,209	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,974
投 資 有 価 証 券	55,995	利 益 剰 余 金	231,532
関 係 会 社 株 式	55,211	利 益 準 備 金	2,398
長 期 貸 付 金	2,465	そ の 他 利 益 剰 余 金	229,134
保 険 積 立 金	832	土 地 圧 縮 積 立 金	81
そ の 他	1,703	建 物 圧 縮 積 立 金	174
		別 途 積 立 金	147,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	81,877
		自 己 株 式	△20,852
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,878
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,878
		新 株 予 約 権	107
		純 資 産 合 計	250,866
資 産 合 計	293,677	負 債 及 び 純 資 産 合 計	293,677

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,843
売上原価		95,161
売上総利益		23,681
販売費及び一般管理費		8,261
営業利益		15,419
営業外収益		
受取利息	13	
有価証券利息	199	
受取配当金	4,440	
為替差益	72	
不動産賃貸料	690	
技術指導料	558	
その他	298	6,273
営業外費用		
投資事業組合運用損	54	
不動産賃貸費用	417	
その他	96	568
経常利益		21,124
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	18,508	18,509
特別損失		
固定資産除却損	73	
投資有価証券売却損	559	
株式報酬費用	3,279	3,912
税引前当期純利益		35,721
法人税、住民税及び事業税	14,675	
法人税等調整額	△4,499	10,175
当期純利益		25,545

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	9,595	14,631	34	14,665	2,398	82	185	147,000
当期変動額								
剰余金の配当								
固定資産圧縮積立金の取崩						△1	△11	
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,940	1,940				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	1,940	1,940	－	△1	△11	－
当期末残高	9,595	14,631	1,974	16,606	2,398	81	174	147,000

	株主資本				評価・換算 差額等		新株 予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	66,862	216,530	△10,922	229,868	30,555	30,555	107	260,530
当期変動額								
剰余金の配当	△10,543	△10,543		△10,543				△10,543
固定資産圧縮積立金の取崩	12	－		－				－
当期純利益	25,545	25,545		25,545				25,545
自己株式の取得			△13,690	△13,690				△13,690
自己株式の処分			3,760	5,700				5,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△16,676	△16,676		△16,676
当期変動額合計	15,015	15,002	△9,930	7,012	△16,676	△16,676	－	△9,664
当期末残高	81,877	231,532	△20,852	236,881	13,878	13,878	107	250,866

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

…………… 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

① 製 品 …………… 総平均法によっております。（ただし、仕入製品は最終仕入原価法によっております）

② 原材料 …………… 移動平均法によっております。

③ 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法によっております。（ただし、ロールについては4年償却を行っております）

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～14年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準（過去の実績をベースに、将来の見込額を加味）により支給見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株式給付引当金

当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生年度に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（５）収益及び費用の計上基準

当社は主に鋼管、表面処理鋼板などを生産・販売しております。これらの製品の販売については、顧客への引き渡し又は顧客による検収により、顧客に製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社は製造子会社に対して原材料である帯鋼を販売し、製造子会社が生産した鋼管を購入しておりますが、当該取引について有償支給取引として帯鋼の譲渡に係る収益は認識しておりません。なお、販売した帯鋼は子会社において在庫管理が行われているため、在庫の消滅を認識しております。

（６）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 為替予約

ヘッジ対象 …… 製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

（７）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（８）追加情報

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」は、「連結注記表 3. 会計方針の変更に係る注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	14,246百万円
長期金銭債権	2,465百万円
短期金銭債務	3,886百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

84,655百万円

(3) 保証債務

当社は、関係会社であるマルイチ・サン・スチール・ジョイント・ストック・カンパニー、マルイチ・クマ・スチール・チューブ・プライベート・リミテッドの資金調達について、経営指導念書を差入れています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	231百万円
------	--------

(2) 関係会社との取引高

売上高	42,541百万円
仕入高	63,107百万円
営業取引以外の収益	1,075百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	6,752,665株
------	------------

(注) 自己株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式169,539株が含まれております。

6. 税効果会計関係に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	559百万円
賞与引当金繰入超過額	196百万円
退職給付引当金超過額	445百万円
有価証券評価損	220百万円
関係会社株式評価損	6,706百万円
株式報酬費用	1,031百万円
仮受金	3,245百万円
その他	447百万円

繰延税金資産小計	12,852百万円
----------	-----------

評価性引当金	△6,802百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	6,049百万円
----------	----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△117百万円
-----------	---------

その他有価証券評価差額金	△6,042百万円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	△6,159百万円
----------	-----------

繰延税金資産(負債)の純額	△109百万円
---------------	---------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.5 %
--------	--------

(調整)

受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△1.9 %
-----------------------	--------

交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.2 %
---------------------	-------

その他	△0.3 %
-----	--------

税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5 %
-------------------	--------

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	丸一鋼販株式会社	95.3% (27.8%)	役員の兼任 当社製品の販売 帯鋼の購入 等	製品の売上 (注1)	39,099	売掛金	11,216
				帯鋼等仕入 (注1)	39,869	買掛金	1,584
						支払手形	78
子会社	四国丸一鋼管株式会社	100.0% (9.8%)	役員の兼任 帯鋼の売上 鋼管の購入 等	鋼管仕入 (注1)	11,025	買掛金	885
子会社	丸一ステンレス鋼管 株式会社	100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注2)	2,800	短期貸付金	267
						長期貸付金	2,465
				利息の受取	7	その他	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 議決権の所有割合の()内は間接所有で内数であります。

8. 一株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,246円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 319円67銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 319円44銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております（当事業年度末169,539株）。

1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております（当事業年度172,270株）。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載の通りです。

計算書類に係る附属明細書

第 91 期

（ 2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで ）

丸一鋼管株式会社

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	8,440	2,511	0	587	10,363	19,772
	構築物	955	227	—	103	1,079	5,033
	機械及び装置	7,759	1,134	0	1,536	7,357	57,459
	車両運搬具	72	17	0	28	61	208
	工具、器具及び備品	254	73	0	108	220	2,180
	土地	23,817	3,656	—	—	27,473	—
	建設仮勘定	1,798	10,666	7,626	—	4,838	—
	合計	43,097	18,287	7,626	2,364	51,394	84,655
無形固定資産	ソフトウェア	165	18	—	82	100	—
	ソフトウェア仮勘定	418	191	18	—	592	—
	施設利用権	11	—	—	1	9	—
	電話加入権	9	—	—	—	9	—
	合計	605	210	18	84	712	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地	下関工場	ステンレスプロジェクト	3,656百万円
建設仮勘定	下関工場	ステンレスプロジェクト	1,952百万円
建設仮勘定	名古屋工場	次世代造管機	1,194百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	693	643	693	643
役員賞与引当金	69	51	69	51
株式給付引当金	211	41	15	237
役員株式給付引当金	62	18	72	8
退職給付引当金	1,487	189	258	1,418

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
発 送 費	3,192	
梱 包 費	79	
役 員 報 酬	201	
従 業 員 給 料 手 当	1,197	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	237	
退 職 給 付 費 用	86	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	51	
福 利 厚 生 費	281	
株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	9	
交 際 費	143	
旅 費 交 通 費	126	
租 税 公 課	895	
減 価 償 却 費	160	
修 繕 費	249	
保 険 料	104	
賃 借 料	323	
事 務 委 託 料	259	
そ の 他	663	
計	8,261	

別紙 5 丸一鋼販の最終事業年度に係る計算書類等

次頁以降をご参照下さい。

丸一鋼販株式会社 第 69 期事業報告書（令和 6 年 3 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日）

2024年は、世界的な選挙イヤーとなり、日米を含む世界各国でトップや政権の交代が起きました。中でも、世界情勢・経済に大きな影響を及ぼすアメリカの大統領選は最大の注目事でしたが、これにはトランプ氏が勝利しました。同氏は不法移民の入国制限や排除等の様々な選挙公約を次々と実行に移すだけでなく、全ての国や商品を対象に追加関税を課すことを検討し、以って貿易不均衡の是正や国内産業の保護を図る動きをしており、世界経済の攪乱要因となっています。また、不動産市場低迷などにより中国経済の成長鈍化が続いており、これも世界経済の不安要素です。

一方わが国では、日米金利差等を背景に前年から続く円安等を追い風に上場企業が過去最高益を更新し、日経平均株価がバブル期を超える水準に達した他、日銀がマイナス金利を解除し、17年ぶりに利上げに踏み切るなど、デフレ脱却に向けた大きな転換点を迎える年になりました。

日本経済は全体としては穏やかに持ち直しているものの、2024年問題、働き方改革関連法案の適用拡大により、長時間労働が常態化していた運輸業、建設業等に大きな影響が出ており、これが内需、とりわけ建築需要の低迷に繋がっている状況です。

この様な環境下、当社は大阪・関西万博のパビリオン向けの製品納入や、切断加工設備を保有する12営業所でのカットコラム拡販に注力しましたが、販売数量は235千トンと、前年比▲13千トン（▲5.1%）の減少となりました。

一方、製品販売価格については、需要の低迷を映し、前年よりも平均でトン当たり▲1,000円程度下がりました。売買スプレッドは前年比微増に留まっています。

以上により、当社の第 69 期売上高は 44,134 百万と前期比▲2,294 百万円減（▲4.9%）、経常利益は 1,087 百万円と前期比▲70 百万円減（▲6.1%）、当期純利益は 378 百万円と前期比▲447 百万円減（▲54.2%）の結果となりました。

今年度も引き続き、不安定な国際情勢、物価上昇と海外景気悪化、国内金利の上昇等の懸念材料があり、不確実性の高い経済環境が続くと思われます。国内需要の弱い中、一般管の販売だけでなく、C型鋼等多管種のニーズを開拓し、更にはステンレス鋼管の販売も拡大するなどして販売量を確保します。また、諸コスト増加分の値上げを行い、適切な製品利鞘の確保に注力し、安定した利益が確保出来る営業に努力して参ります。

丸一鋼販株式会社 第 69 期事業報告書の附属明細書

特に記載すべき重要な事項はありません。

自 令和 6年3月 1日
至 令和 7年2月28日

第 6 9 期 決 算 報 告 書

大阪市中央区難波五丁目1番60号
丸 一 鋼 販 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

令和7年2月28日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,275,001,953	流 動 負 債	15,554,122,291
現 金 及 び 預 金	4,581,413,124	支 払 手 形	3,566,093
受 取 手 形	930,267,750	買 掛 金	14,225,408,126
電 子 記 録 債 権	5,242,357,071	電 子 記 録 債 務	393,730,998
売 掛 金	7,842,677,419	未 払 金	355,884,237
有 価 証 券	2,000,000,000	未 払 費 用	233,319,993
商 品	5,562,070,731	未 払 法 人 税 等	129,555,500
未 収 入 金	64,409,112	未 払 事 業 税	30,694,500
前 払 費 用	42,540,375	未 払 消 費 税	42,879,800
前 払 金	301,440	預 り 金	5,721,632
仮 払 金	8,964,931	賞 与 引 当 金	112,075,000
		役 員 賞 与 引 当 金	16,130,000
		前 受 金	5,156,412
固 定 資 産	10,650,501,542	固 定 負 債	648,208,416
有 形 固 定 資 産	8,856,674,551	退 職 給 付 引 当 金	491,023,000
建 物	2,981,420,243	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,560,000
構 築 物	278,485,505	預 り 保 証 金	63,522,816
機 械 装 置	572,769,220	株 式 給 付 引 当	41,102,600
車 両 運 搬 具	744,380		
器 具 備 品	34,256,440	負 債 合 計	16,202,330,707
土 地	4,322,521,403	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	666,477,360	株 主 資 本	20,713,424,245
無 形 固 定 資 産	442,574,529	資 本 金	122,000,000
電 話 加 入 権	5,162,269	利 益 剰 余 金	20,591,424,245
施 設 利 用 権	443,945	利 益 準 備 金	30,500,000
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	20,720,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,560,924,245
ソ フ ト ウ ェ ア	416,248,315	土 地 圧 縮 積 立 金	529,780,227
投 資 そ の 他 の 資 産	1,351,252,462	建 物 圧 縮 積 立 金	197,083,546
投 資 有 価 証 券	39,438,634	任 意 積 立 金	12,800,000,000
関 係 会 社 株 式	176,977,000	繰 越 利 益 剰 余 金	7,034,060,472
長 期 前 払 費 用	216,792,147	(う ち 当 期 純 利 益)	(378,438,269)
差 入 保 証 金	801,461,200		
ゴ ル フ 会 員 権	15,035,714		
投 資 そ の 他 資 産	200	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,748,543
出 資 金	10,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,748,543
繰 延 税 金 固 定 資 産	101,537,567	純 資 産 合 計	20,723,172,788
資 産 合 計	36,925,503,495	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,925,503,495

損 益 計 算 書

自 令和 6年3月 1日
至 令和 7年2月28日

(単位 円)

科 目	金	額
売 上 高		44,134,303,203
売 上 原 価		40,398,225,872
売 上 総 利 益		3,736,077,331
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,030,825,253
営 業 利 益		705,252,078
営業外収益		
受 取 利 息	6,488,754	
受 取 配 当 金	351,413,338	
為 替 差 益	200,839	
雑 収 入	29,238,401	387,341,332
営業外費用		
支 払 利 息	187	
雑 損 失	5,456,863	5,457,050
経 常 利 益		1,087,136,360
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	3	
そ の 他 特 別 損 失	570,699,210	570,699,213
税引前当期純利益		516,437,147
法人税、住民税及び事業税	338,415,402	
法 人 税 等 調 整 額	▲ 200,416,524	137,998,878
当 期 純 利 益		378,438,269

株主資本等変動計算書

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金						株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
			土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高	122,000,000	30,500,000	529,780,227	205,192,969	12,800,000,000	7,058,312,780	20,623,785,976	20,745,785,976	10,440,861	20,756,226,837
当期変動額							-	-		-
剰余金の配当						▲410,800,000	▲410,800,000	▲410,800,000		▲410,800,000
土地建物圧縮積立金				▲8,109,423		8,109,423	-	-		-
当期純利益						378,438,269	378,438,269	378,438,269		378,438,269
株主資本以外の項目の 当期変動額							-	-	▲692,318	▲692,318
当期変動額合計	-	-	-	▲8,109,423	-	▲24,252,308	▲32,361,731	▲32,361,731	▲692,318	▲33,054,049
当期末残高	122,000,000	30,500,000	529,780,227	197,083,546	12,800,000,000	7,034,060,472	20,591,424,245	20,713,424,245	9,748,543	20,723,172,788

個 別 注 記 表

自 令和 6年3月 1日
至 令和 7年2月28日

1.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券 …時価のあるもの

決算日の市場価額等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

…時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

商品 …最終仕入原価法を採用しております。

(3)減価償却の方法

有形固定資産 …主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、ならびに、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産 …定額法を採用しております。

(4)引当金の計上方法

賞与引当金 …従業員の賞与支給に備える為、支給見込額の当期負担分を計上しております。

役員賞与引当金 …役員の賞与支給に備える為、支給見込額の当期負担分を計上しております。
(但し、役員賞与引当金には、兼務役員の使用人部分としての金額が含まれております。)

退職給付引当金 …従業員の退職給付支給に備える為、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …役員の退職慰労金支給に備える為、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

株式給付引当金 …従業員に対する将来の株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込み額を基礎として計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

…当社は、鋼管の販売を行うことを主目的とし、他に鋼材、非鉄または非金属の筒管、建材及び工具の国内並びに輸出入取引を行っております。これらの製品の販売については、顧客への引渡し又は顧客による検収により、顧客に製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点 で収益を認識しております。

ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間 である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

2.貸借対照表の注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額…3,747,445,847円、無形固定資産の減価償却累計額…42,119,540円

(2)有形固定資産の減損損失累計額… 9,440,768円

(3)関係会社との営業取引による債権債務… 売掛金 1,613,874,848円 電子記録債権 155,947,039円 買掛金11,853,981,263円

(4)関係会社との営業取引以外の債権債務… 未収入金 2,497,858円 未払金66,112,910円

3.損益計算書の注記

(1)関係会社との営業取引による取引高の総額 … 売上高660,819,427円,仕入高40,119,763,462円

(2)関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額… 当社から経費等の支払い額 158,700,800円

当社の手数料等の受取り額 35,483,816円

当社の配当金の受取り額 350,383,951円

4.株主資本等変動計算書の注記

- (1)資本剰余金、新株予約権は、ありません。
- (2)発行済株式総数…譲渡制限株式 158,000株
- (3)配当に関する事項

令和6年4月19日 開催の定時株主総会におきまして、下記の剰余金の処分が承認可決されました。

配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
410,800,000	2,600	令和6年2月29日	令和6年4月30日

令和7年4月17日 開催の定時株主総会におきまして、下記の剰余金の処分が承認可決される予定です。

配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
189,600,000	1,200	令和7年2月28日	令和7年4月30日

5.税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

①繰延税金資産

役員報酬否認	644,231
役員賞与引当金	4,903,520
賞与引当金	34,070,800
社会保険料(賞与引当金分)否認	5,311,447
長期在庫評価減否認	21,691,201
事業所税	5,367,850
未払事業税(所得割)	5,980,805
未払事業税(付加価値割・資本割)	3,350,323
退職給付引当金	149,270,992
役員退職慰労引当金	15,978,240
株式給付引当金	12,495,190
有価証券強制評価損	851,589
RS債却	176,399,417
固定資産減損損失	2,869,993
ゴルフ会員権評価損否認	3,734,857
貸倒損失計上売掛金	2,318,993
繰延税金資産小計	445,239,448
評価性引当金	▲ 9,775,432
繰延税金資産合計	435,464,016

②繰延税金負債

有価証券評価差額金	▲ 3,034,438
固定資産圧縮損	▲ 330,892,011
繰延税金負債合計	▲ 333,926,449
繰延税金資産の純額(▲は負債)	101,537,567

繰延税金資産の発生の主な原因は、上記の通り退職給付引当金の否認、賞与引当金の否認等であります。

繰延税金負債(繰延税金資産の減少)の発生の主な原因は、上記の通り固定資産圧縮損によるものであります。

6.関連当事者(法人)との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(円)	科目	期末残高(円)
親会社	丸一鋼管株式会社	67.5 (95.2)	当社商品の販売及び原材料の購入 土地及び建物の賃貸取引 役員の兼任	当社製品の販売		電子記録債権	155,947,039
				(注1,2)	602,766,793	売掛金	1,609,063,854
				商品の仕入(注1)	39,790,905,529	買掛金	11,822,807,566

(間接所有割合含む)

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 当社製品の販売取引金額は代理人取引に該当するものは含めておりません。代理人取引を含めた金額は、39,823,678,400円であります。
なお、期末残高には代理人取引分が含まれております。

7.1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たりの純資産額 131,159円32銭
- (2)1株当たりの当期純利益 2,395円17銭

8.収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載していることから、注記を省略しております。

自 令和 6年3月 1日
至 令和 7年2月28日

第 6 9 期 附 属 明 細 書

大阪市中央区難波五丁目1番60号
丸 一 鋼 販 株 式 会 社

有形固定資産及び無形固定資産明細

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	3,150,707,370	0	0	169,287,127	2,981,420,243	1,966,090,879	4,947,511,122
	構築物	315,164,690	980,000	0	37,659,185	278,485,505	489,977,981	768,463,486
	機械装置	661,426,194	21,279,450	0	109,936,424	572,769,220	1,155,125,778	1,727,894,998
	車輛運搬具	1,650,004	0	0	905,624	744,380	5,124,437	5,868,817
	器具備品	34,340,163	13,174,718	3	13,258,438	34,256,440	131,126,772	165,383,212
	土地	4,322,521,403	0	0	0	4,322,521,403	0	4,322,521,403
	計	8,485,809,824	35,434,168	3	331,046,798	8,190,197,191	3,747,445,847	11,937,643,038
無形固定資産	電話加入権	5,162,269	0	0	0	5,162,269	0	5,162,269
	施設利用権	571,781	0	0	127,836	443,945	1,964,055	2,408,000
	ソフトウェア	27,998,942	410,652,000	0	22,402,627	416,248,315	40,155,485	456,403,800
	ソフトウェア仮勘定	292,950,000	137,120,000	409,350,000	0	20,720,000	0	20,720,000
	計	326,682,992	547,772,000	409,350,000	22,530,463	442,574,529	42,119,540	484,694,069

(注)

無形固定資産(ソフトウェア)の当期増加額の主要因は、SBOライセンス一式購入によるものです。

ソフトウェア仮勘定の当期増加額の主要因は、新基幹システム開発に係るものです。

引当金明細

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	131,397,100	112,075,000	131,397,100	112,075,000
役員賞与引当金	23,200,000	16,130,000	23,200,000	16,130,000
退職給付引当金	451,050,000	40,098,000	125,000	491,023,000
役員退職慰労引当金	37,360,000	15,200,000	0	52,560,000
株式給付引当金	34,680,800	6,468,000	46,200	41,102,600

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

費 目	金 額	費 目	金 額
給 料	522,058,759	法 務 財 務 費	2,890,000
賞 与 手 当	281,178,500	人 材 派 遣 費 用	7,082,693
賞与引当金戻入額	▲ 19,322,100	水 道 光 熱 費	45,347,388
役員賞与引当金戻入	▲ 7,070,000	接 待 交 際 費	11,003,809
退 職 給 付 費 用	40,098,000	贈 答 費	6,172,857
役員退職慰労引当金繰入額	15,200,000	慶 弔 費	283,773
出 向 者 給 与 戻 入	▲ 15,600,000	会 議 費	4,236,752
法 定 福 利 費	115,873,739	飲 食 費	4,646,194
福 利 厚 生 費	5,195,920	広 告 宣 伝 費	2,136,731
株 式 福 利 厚 生 費	6,421,800	警 備 料	1,908,953
選 択 制 D C 拠 出 額	10,598,000	雑 費	15,409,000
社 宅 家 賃	25,915,680	寄 附 金	2,000
倉 庫 荷 捌 料	439,133,915	租 税 公 課	115,574,314
運 賃	646,154,842	会 費	2,141,547
旅 費 交 通 費	37,107,914	賃 借 料	98,854,449
通 行 料	9,804,320	保 険 料	4,420,533
通 信 費	3,548,827	輸 出 入 運 賃	9,247,825
電 話 料	7,151,389	海 貨 料	4,608,310
消 耗 費	45,549,440	輸 出 入 手 数 料	17,107,823
事 務 用 品 費	9,710,068	輸 出 入 保 険 料	368,906
修 繕 費	37,887,081	リ ー ス 料	13,695,700
自 動 車 諸 掛 費	588,704	減 価 償 却 費	353,577,261
手 数 料	81,213,477	譲渡制限付株式報酬償却	11,710,160
		合 計	3,030,825,253

令和7年2月28日 現在

営業外収益の内訳

NO. 1

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

項 目	内 訳	金 額
受取利息の明細		
	定 期 預 金	1,824
	普 通 預 金	3,819,266
	通 知 預 金	373,764
	外 貨 預 金	615
	譲渡性預金(NCD)	2,293,285
	預金利息計	6,488,754
	小計	6,488,754
受取配当金の明細		
(内国法人)	四国丸一鋼管(株)	60,000,000
	沖縄丸一(株)	50,000,000
	九州丸一鋼管(株)	30,600,000
	北海道丸一鋼管(株)	30,600,000
	アー克蘭ズ(株)	604,387
	日之出産業(株)	100,000
	宮脇鋼管(株)	325,000
	小計	172,229,387
(外国法人)	マルイチアメリカンコーポレーション	179,183,951
(税込)	配当金計	351,413,338
	合 計	357,902,092

令和7年2月28日 現在

営 業 外 収 益 の 内 訳

NO. 2

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

項 目	内 訳	金 額
雑収入	丸一鋼管(株) 名古屋倉庫賃貸料	8,558,400
	〃 輸出入業務手数料	1,219,100
	〃 グループ保険配当金	80,190
	〃 北上管理代行手数料	8,000,000
	四国丸一荷役(株) 倉庫事務所賃貸料	240,000
	四国丸一鋼管(株) 〃	3,392,400
	平岩運輸(株) 〃	1,221,816
	(株)岡山積載運輸 〃	240,000
	栃木運輸(株) 〃	240,000
	新東運輸(株) 〃	240,000
	(株)ツカサ 〃	240,000
	三和運輸機工(株) 〃	960,000
	前田建設工業(株) 土地代	3,000,000
	沖縄丸一(株) 事務受託手数料	600,000
	大阪労働局 特定求職者雇用開発助成金	300,000
	南税務署 消費税還付加算金	402,400
	その他	304,095
小計		29,238,401
合 計		29,238,401

令和7年2月28日 現在

営 業 外 費 用 の 内 訳

NO. 1

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

項 目	内 訳	金 額
支払利息	預り保証金金利	187
	小計	187
為替差損	為替差損	0
	小計	0
雑損失	加藤恵 自己都合退職による丸一鋼管㈱RS無償取得1435ポイント×@3802	5,455,870
	請求書との差額	993
	小計	5,456,863
	合 計	5,457,050

令和7年2月28日 現在

特 別 損 失 の 内 訳

NO. 1

自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日

(単位 円)

項 目	内 訳	金 額
固定資産売却損		0
	小計	0
固定資産除却損	器具備品（福岡営業所 imagio MP SPF 除却）	1
	器具備品（岡山営業所 imagio MP C3302 除却）	1
	器具備品（福岡営業所 imagio MP C4002 除却）	1
	小計	3
固定資産撤去費		0
	小計	0
その他特別損失	RS過年度相当分	570,699,210
	小計	570,699,210
	合 計	570,699,213

令和7年2月28日 現在

特別利益の内訳

NO. 1

(単位 円)

自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日

[illegible]

令和7年2月28日 現在

法人税等の内訳

(単位 円)

項 目	摘 要	金 額
法人税	第69期確定分	202,273,800
	第69期確定分	25,349,600
	小 計	227,623,400
道府県民税	第69期確定分	6,482,900
	小 計	6,482,900
市町村民税	第69期確定分	21,522,300
	小 計	21,522,300
源泉所得税 (利子・配当等に係わる)	(外国源泉税…17,918,395円含む)	43,840,502
事業税 (地方法人税含む)	第69期中間分	19,272,600
	第69期確定分	19,673,700
	(所得割部分) 小 計	38,946,300
	合 計	338,415,402

* 中間期納付付加価値割額11,137,200円・資本割額 310,000円…計11,447,200円は販管費(租税公課)計上しております。

* 期末確定付加価値割額 10,708,800円・資本割額 312,000円…計11,020,800円 は販管費(租税公課)計上しております。

監 査 報 告 書

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行ない、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年4月11日

丸 一 鋼 販 株 式 会 社

監 査 役

寺 尾 律 彦

